

半田市公式式規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第三十一号

半田市公式式規則の一部を改正する規則

半田市公式式規則（平成二十三年半田市規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「半田市東洋町」（丁目一番地掲示場）を「半田市のウェブサイトに設置した掲示場」に改める。

附 則

「」の規則は、令和八年四月一日から施行する。